Interspace

(証券コード2122)

第23回
定時株主総会
招集ご通知



開催日時 ▶ 2022年12月23日（金曜日）午後３時
受付開始午後２時

開催場所 ▶ 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階
NSビルスカイカンファレンス　ホールA・B
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目　　次 ▶

第23回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件
事業報告…… 27
連結計算書類…… 47
計算書類…… 49
監査報告…… 51

ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用、会場入口でのアルコール消毒および検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合がございます。

事業トピックス



mamasta

日本最大級のママ向けコミュニティ。
ママのためのコンテンツがいっぱい

ママどうしが悩みを相談できる「コミュニティコンテンツ」を中心に、子育て中のママが病院や施設を評価するレビューや、タレントによる子育てコラム、保活情報コンテンツなどママのための情報を幅広く提供。また、ウェブだけに留まらずリアルイベントや出版など、あらゆるニーズ、チャネルに対応し全国のママたちに情報を届けます。

saita

「私らしい」が見つかる。
40歳からのライフスタイルメディア

ママでも妻でも嫁でもない、「自分」を取り戻したい女性たちへ。人生に一度立ち止まり向き合う40〜50代の女性に向けて、日々を楽しむためのアイデアや、将来の選択肢を増やすための新しい価値観などをお届けするライフスタイルメディアです。毎日の暮らしや仕事、体のことといった"自分のこと"に加え、家族や友人との関係性など、40〜50代女性が抱える潜在的な悩みにアプローチします。





yoga JOURNAL ONLINE

「より良く・より心地よく」生きるために。
well-beingを実現するための情報を配信

ストレス社会に生きる全ての人たちへ、心と体の健康と社会的に健康であること＝ウェルビーイングを実現する情報を発信。現代社会と調和した「ヨガ的な価値観・ヨガ的な解決」を提案します。ヨガやマインドフルネスのほか、栄養学に基づいた食の情報や、専門家によるメンタルハックといった「セルフケア」、ダイバーシティ、SDGsといったソーシャルイシューまで、編集部の取材や専門性の高い執筆陣による良質かつ豊富なコンテンツを提供します。

(証券コード2122)
2022年12月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社インターネットスペース
代表取締役社長 河 端 伸一郎

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席いただけない場合、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、３頁から４頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2022年12月22日（木曜日）午後６時３０分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2022年12月23日（金曜日）午後３時
2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
　新宿NSビル30階
　NSスカイカンファレンス　ホールA・B
　(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項

報 告 事 項

１．第23期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第23期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

以　上

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主様の体調に応じて、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.interspace.ne.jp/ir/irnews.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した対象の一部であります。
　① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
　② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
　③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.interspace.ne.jp）に掲載させていただきます。

●新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

◎株主総会当日までの感染状況等により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.interspace.ne.jp）にてお知らせいたします。
◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、ご無理をされませんようお願い申し上げます。
◎ご来場の株主様におかれましては、マスクの持参・着用、会場入口でのアルコール消毒及び検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。
◎発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りさせていただく場合がございます。
◎特に感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は本株主総会への出席を見合わせることをご検討ください。
◎当日の出席役員および運営スタッフは、検温、体調確認の上、マスクを着用して応対させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年12月23日（金曜日）
午後３時(受付開始：午後２時)

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年12月22日（木曜日）
午後6時30分到着分まで

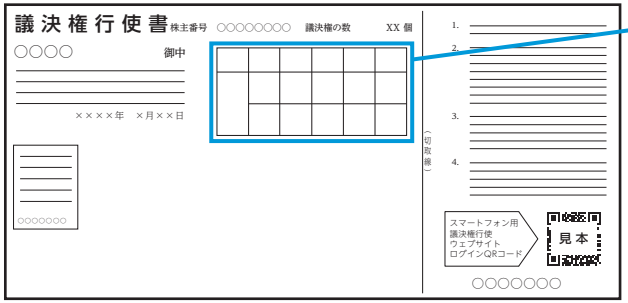
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月22日（木曜日）
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案・第4号議案・第5号議案・第6号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第2号議案・第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

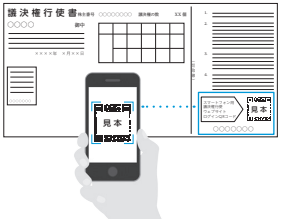
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

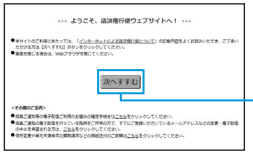


「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

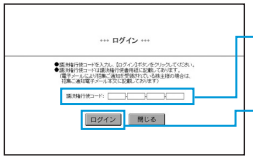
議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

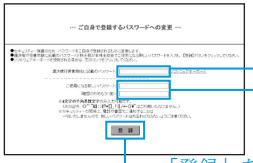
2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

(1) 当社は、取締役会における審議の充実化と監督機能の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等をおこないます。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。

(4) その他、語句の修正等所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線＿は、変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第1章　総　則	**第1章　総　則**
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １.～29.（条文省略） 30.前各号に附帯関連する一切の業務	（目的） 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １.～29.（現行どおり） 30.前各号に附帯関連する一切の事業
第3条（条文省略）	第3条（現行どおり）
（機関の設置） 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人	（機関の設置） 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査等委員会 （削　除） 3.会計監査人
第5条　（条文省略）	第5条　（現行どおり）
第2章　株　式	**第2章　株　式**
第6条～第７条　（条文省略）	第6条～第７条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第８条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1.会社法第189条第２項各号に掲げる権利 2.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条～第９条　（条文省略）	第９条～第10条　（現行どおり）
第3章　株主総会	**第3章　株主総会**
第10条～第13条　（条文省略）	第11条～第14条　（現行どおり）
（参考書類等のインターネット開示） 第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項にかかる情報を、法務省令の定めるところにより、インターネット開示することができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置等） 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当会社は、前項の電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第15条　（条文省略）	第16条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第4章　取締役及び取締役会	**第4章　取締役及び取締役会**
（員数） 第16条 当会社に取締役7名以内を置く。	（員数） 第17条 当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名以内を置く。 ② 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。
（新　設）	
（選任） 第17条　（新　設）	（選任） 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会で選任されるものとする。
取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 ② （条文省略） （新　設）	② 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。 ③ （現行どおり） ④ 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新　設）	③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	④ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役会） 第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会） 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
（新　設）	② 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	③ 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

現　行　定　款	変　更　案
③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	④ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
④ （条文省略）	⑤ （現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
② 取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	② 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（新　設）	（報酬等） 第23条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役で区別して、株主総会の決議により定めるものとする。

現　行　定　款	変　更　案
第5章　監査役及び監査役会	（削　除）
（員数） 第21条 当会社に監査役4名以内を置く。	（削　除）
（選任） 第22条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主総会の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任期） 第23条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の在任期間とする。	（削　除）
（常勤監査役） 第24条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	（削　除）
（監査役会） 第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	**第5章　監査等委員会** （監査等委員会） 第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第25条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。
第6章　会計監査人 第26条～第27条　（条文省略）	**第6章　会計監査人** 第26条～第27条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第28条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第28条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章　取締役及び監査役の責任免除 （損害賠償責任の一部免除） 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	**第7章　取締役の責任免除** （損害賠償責任の一部免除） 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現　行　定　款	変　更　案
② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。
第8章　計算	**第8章　計算**
第30条～第33条　（条文省略）	第30条～第33条　（現行どおり）
（新　設）	**附　則**
（新　設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　設）	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第2条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有するものとする。 ② 本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（７名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会への出席状況
1	河端伸一郎（かわばた しんいちろう）	代表取締役社長　再任	16／16回（100%）
2	尾久一也（おぎゅう かずや）	取締役 メディア事業管掌　再任	16／16回（100%）
3	藤田昭平（ふじた しょうへい）	取締役 海外事業管掌　再任	16／16回（100%）
4	岩渕桂太（いわぶち けいた）	取締役 経営管理管掌　再任	16／16回（100%）
5	三原崇功（みはら たかのり）	取締役　再任　社外　独立	16／16回（100%）
6	田島聡一（たじま そういち）	取締役　再任　社外　独立	15／16回（94%）

1 河端 伸一郎（かわばた しんいちろう）

（1970年10月16日生） 再任 所有する当社の株式数 2,933,200株



<<略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況>>

1994年４月　大和証券株式会社入社
1998年９月　株式会社ベンチャーコントロール入社
1999年11月　当社設立 代表取締役社長
2011年10月　当社代表取締役社長兼メディア事業本部長
2014年10月　当社代表取締役社長（現任）

<<取締役候補者とする理由>>

河端伸一郎氏は、1999年11月に当社を創業して以来、当社の代表取締役をつとめ、「Win-Winをつくり、未来をつくる。」の理念のもと、インターネット広告事業やメディア運営事業の創出や展開を通じて、当社グループの発展に寄与してまいりました。今後も、社会に貢献するサービスの提供を通じて、当社グループのさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 尾久 一也（おぎゅう かずや）

（1974年９月６日生） 再任 所有する当社の株式数 30,000株



<<略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況>>

1998年４月　日理株式会社入社
2009年２月　株式会社ガールズオークション代表取締役
2011年３月　当社入社 ビジネス＆ソリューション開発部長
2014年10月　当社執行役員メディア＆ソリューション事業部長
2015年12月　当社取締役メディア事業管掌（現任）
2019年12月　４MEEE株式会社代表取締役社長（現任）

<<取締役候補者とする理由>>

尾久一也氏は、2015年12月に当社の取締役に就任し、「ママスタ」等の女性向けメディアや、様々なライフスタイルメディアの運営、立ち上げを通じて、当社のメディア事業を牽引し、発展に寄与してまいりました。メディアに関する知見を事業推進に反映することに期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 藤田 昭平（ふじた しょうへい）

（1979年８月17日生） 再任 所有する当社の株式数 4,900株



<<略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況>>

2002年４月 ITX株式会社入社
2004年６月 株式会社ネットプロテクションズ取締役
2005年８月 ATG株式会社設立 代表取締役
2010年４月 キングソフト株式会社入社 社長室長兼管理部長
2013年７月 当社入社 海外事業戦略部長
2018年６月 当社執行役員海外戦略事業部長
2019年12月 当社取締役海外事業管掌（現任）

<<取締役候補者とする理由>>

藤田昭平氏は、海外アフィリエイト広告事業の立ち上げから市場開拓、マネジメントに従事したのち、2019年12月に当社の取締役に就任し、東南アジアにおける事業の発展に寄与してまいりました。海外事業の運営における知見と経験を、当社グループのグローバル展開の積極的な拡大に反映することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 岩渕 桂太（いわぶち けいた）

（1981年３月26日生） 再任 所有する当社の株式数 2,000株



<<略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況>>

2000年４月 株式会社ホテル京急入社
2008年10月 株式会社光通信入社
2010年４月 当社入社
2011年12月 当社取締役経営管理本部長
2014年10月 当社取締役経営管理管掌（現任）
2018年４月 株式会社ストアフロント取締役（現任）

<<取締役候補者とする理由>>

岩渕桂太氏は、2011年12月に当社の取締役に就任し、経営企画、経理、財務等を管轄し、経営管理、IR、M&Aを通じて、経営基盤強化をはかり、事業の発展に寄与してまいりました。当社グループの持続的成長を実現するため、全てのステークホルダーを意識した経営の監督およびグループ全体の財務体質とガバナンスの強化を適切におこなうことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5 三原 崇功（みはら たかのり）

（1969年1月13日生） 再任 社外 独立 所有する当社の株式数 12,000株



<<略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況>>

1996年４月　弁護士登録　永松法律事務所入所
2004年４月　三原法律事務所（現西村・三原法律事務所）所長（現任）
2005年３月　当社社外取締役（現任）
2015年６月　京都きもの友禅株式会社（現株式会社YU-WA Creation Holdings）社外取締役

<<社外取締役候補者とする理由および期待される役割等>>

三原崇功氏は、2005年3月に当社の社外取締役に就任して以来、弁護士としての知見と長年の社外役員の経験を活かし、経営に対する助言と監督を適切に果たしていただいております。また、任意の報酬委員会では、委員長として客観的・中立的立場で関与いただき、役員報酬に関する決定プロセスの透明性確保や報酬水準の適切性に対し、重要な役割を果たしていただいております。今後においても、その職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

6 田島 聡一（たじま そういち）

（1975年1月22日生） 再任 社外 独立 所有する当社の株式数 0株



<<略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況>>

1997年４月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
2010年８月　株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ代表取締役
2016年８月　株式会社ジェネシア・ベンチャーズ代表取締役（現任）
2016年12月　当社社外取締役（現任）

<<社外取締役候補者とする理由および期待される役割等>>

田島聡一氏は、2016年12月に当社の社外取締役に就任し、取締役会では、インターネット・ウェブ業界や事業投資に関する豊富な経験と経営者としての見識を活かし、ビジネスモデルや海外の動向など様々な視点から活発に発言され、議論を深めることに貢献いただいております。また、任意の報酬委員会では、客観的・中立的立場で関与いただき、役員報酬に関する決定プロセスの透明性確保や報酬水準の適切性に対し、重要な役割を果たしていただいております。今後においても、その職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河端伸一郎氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
3. 三原崇功氏および田島聡一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 三原崇功氏の社外取締役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって17年９ヶ月となります。
5. 田島聡一氏の社外取締役としての在任期間は、本定時総会終結の時をもって６年となります。
6. 当社は、三原崇功氏および田島聡一氏との間で会社法第427条第１項および定款第29条の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項の額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、三原崇功氏および田島聡一氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社および子会社ならびにその取締役を含む被保険者の行為（不作為を含む。）に起因した「提訴請求」「損害賠償請求」もしくは「有価証券損害賠償請求」等による損害賠償を填補することとしております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位および担当	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	冨田　実（とみた　みのる）	常勤社外監査役　新任　社外　独立	16／16回（100%）	14／14回（100%）
2	石久保　善之（いしくぼ　よしゆき）	社外監査役　新任　社外　独立	16／16回（100%）	14／14回（100%）
3	吉富　純一（よしとみ　じゅんいち）	社外監査役　新任　社外　独立	12／12回（100%）	10／10回（100%）
4	後藤　祥代（ごとう　さちよ）	新任　社外　独立	－	－

1 冨田（とみた） 実（みのる）

（1960年９月28日生） 新任 社外 独立 所有する当社の株式数 12,000株



<<略歴、当社における地位および重要な兼職の状況>>

1988年４月　平川公認会計士事務所入所
1996年８月　税理士登録
1997年２月　冨田税理士事務所所長（現任）
2005年３月　当社社外監査役
2021年12月　当社常勤社外監査役（現任）

<<監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割等>>

冨田　実氏は、税理士として企業税務に精通し豊富な経験と見識を有しており、当社の取締役会および監査役会において会計および税務等について有益なご助言をいただいております。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後においても当社の監査体制を適切に確保いただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

2 石久保（いしくぼ） 善之（よしゆき）

（1957年１月17日生） 新任 社外 独立 所有する当社の株式数 200株



<<略歴、当社における地位および重要な兼職の状況>>

1984年10月　監査法人中央会計事務所入所
1988年３月　公認会計士登録
2001年７月　中央青山監査法人社員登録
2006年11月　石久保公認会計士事務所開業
2010年６月　京都きもの友禅株式会社（現株式会社YU－WA Creation Holdings）社外取締役
2015年10月　株式会社シーアールイー社外取締役・監査等委員（現任）
2015年12月　当社社外監査役（現任）

<<監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割等>>

石久保善之氏は、過去に社外役員になること以外で会社経営に関与したことはありませんが、2015年12月に当社の社外監査役に就任して以来、公認会計士として、豊富な経験と専門的見地から公正不偏な立場で監査を果たしていただいております。今後においても当社監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

3 吉富 純一（よしとみ じゅんいち）

（1963年６月15日生） 新任 社外 独立 所有する当社の株式数 0株



<<略歴、当社における地位および重要な兼職の状況>>

1987年４月　和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
2008年４月　同社グローバル投資銀行部門企業推進第一部部長
2012年７月　株式会社JYソリューション設立 代表取締役（現任）
2014年８月　コンバージョンテクノロジー株式会社（現サブスクリプションファクトリー株式会社）社外取締役
2021年12月　当社社外監査役（現任）
2022年６月　株式会社ＪＣＤソリューション社外取締役・監査等委員（現任）

<<監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割等>>

吉富純一氏は、証券会社における長年の経験や、経営者および社外役員としての豊富な知見を有しており、2021年12月に当社の社外監査役に就任し、経営者視点から有益なご助言をいただいております。今後においても当社監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

4 後藤 祥代（ごとう さちよ）

（1985年10月1日生） 新任 社外 独立 所有する当社の株式数 0株



<<略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況>>

2008年4月 大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）入社
2011年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社
2012年12月 日本ロレアル株式会社入社
2022年９月 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ社外監査役（現任）

<<監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割等>>

後藤祥代氏は、過去に社外役員になること以外で会社経営に関与したことはありませんが、グローバル企業での長年の経験で培った事業戦略の知見や、女性ならではの視点に基づき、当社の事業推進に対して有益なご意見をいただけることを期待しております。また、同氏は金融業界での実務経験から財務・会計にも幅広い見識を有しており、当社監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．冨田　実氏、石久保善之氏、吉富純一氏は、社外取締役候補者であります。なお、後藤祥代氏は新任の社外取締役候補者であります。
３．当社は、冨田　実氏、石久保善之氏および吉富純一氏との間で、会社法第427条第１項および定款第29条の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項の額としております。各氏の選任が承認された場合は、同内容の契約をあらためて締結する予定であります。
４．当社は、後藤祥代氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第１項および定款第29条の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項の額といたします。
５．当社は、冨田　実氏、石久保善之氏および吉富純一氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
６．後藤祥代氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合には独立役員として届け出る予定であります。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社および子会社ならびにその監査等委員である取締役を含む被保険者の行為（不作為を含む。）に起因した「提訴請求」「損害賠償請求」もしくは「有価証券損害賠償請求」等による損害賠償を填補することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）取締役会・監査等委員会のスキル・マトリックス
（第２号議案および第３号議案が原案どおり可決された場合）

氏　　名	属性	企業経営	業界経験	グローバル	テクノロジー	事業戦略マーケティング	財務会計	法務・リスクマネジメント
河端　伸一郎		●	●		●			
尾久　一也		●	●		●			
藤田　昭平		●		●		●		
岩渕　桂太		●					●	●
三原　崇功	社外・独立	●					●	●
田島　聡一	社外・独立	●		●		●		
冨田　実	社外・独立 監査等委員	●					●	●
石久保　善之	社外・独立 監査等委員						●	●
吉富　純一	社外・独立 監査等委員	●	●			●		
後藤　祥代	社外・独立 監査等委員			●		●	●	

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

松尾　伸（まつお　しん）	（1971年９月25日生）	所有する当社の株式数	1,400株

＜＜略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況＞＞

1997年４月　国土総合建設株式会社（現あおみ建設株式会社）入社
2001年５月　株式会社レインズインターナショナル入社
2004年７月　株式会社サミーネットワークス入社
2006年３月　エン・ジャパン株式会社入社
2006年10月　当社入社
2018年４月　株式会社ストアフロント監査役（現任）
2018年10月　当社総務・法務部長（現任）

＜＜補欠の監査等委員である取締役候補者とする理由＞＞

松尾　伸氏は、総務・法務部門を長年経験し、事業会社の管理および当社の事業全般に幅広い知見を有しております。有事の際でもその経験と知見を活かし、職務を適切に遂行いただけると判断し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者の行為（不作為を含む。）に起因した「提訴請求」「損害賠償請求」もしくは「有価証券損害賠償請求」等による損害賠償を填補することとしております。なお、候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2005年12月20日開催の第6回定時株主総会決議において、年額２億円以内とする旨ご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社に移行するにあたって、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額２億円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当該報酬額は、当社の事業内容および経営環境を勘案しながら、当社の属する業界の同規模主要企業における役員報酬水準等の指標を参考にしております。また、各取締役の個人別の報酬等については、任意の報酬委員会の報酬案の策定、審議を経て、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が報酬委員会の報酬案原案を最大限に尊重し、最終的な決定をおこなっており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告40頁から42頁に記載のとおりであります。

現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）であり、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案および第２号議案が原案どおり承認可決されますと、６名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は第１号議案の「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額３千万円以内とさせていただくこと、および各監査等委員である取締役の報酬額については、前記の限度にて監査等委員の協議によって決定することについてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査役会設置会社当時の監査役報酬額が、2005年12月20日開催の株主総会決議において年額３千万円以内とする旨ご承認いただいていたことを考慮し、また現在の監査役としての報酬の支給水準や監査等委員である取締役の職責を勘案し、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案にかかる監査等委員である取締役の員数は、第１号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、４名となります。

なお、本議案は第１号議案の「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年10月１日から
2022年９月30日まで）

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における売上高については、経営成績に関する説明において前期比（％）を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで持ち直しの動きがみられたものの、ウクライナ情勢の長期化や資源価格の上昇、円安の急激な進行に伴う物価上昇等により、景気の先行きが不透明な状況が続きました。

インターネット広告市場は、動画広告需要の高まりやデジタルプロモーションの活用拡大を受け、2021年の「インターネット広告費」は前年比21.4％増の２兆7,052億円となりました（株式会社電通調べ）。

こうした事業環境のもと、当社グループは、就業規則の改定や職場環境の改善によって、テレワークとオフィスワークのハイブリッドを推進し、「働き方の新しいスタイル」の実践と定着を図り、グループ業績の向上に取り組んでまいりました。

アフィリエイトサービス「アクセストレード」においては、顧客支援体制の強化とともに金融・サービス分野の成果獲得に尽力いたしました。リアルアフィリエイトサービス「ストアフロントアフィリエイト」においては、引き続き継続課金型コンテンツの販路拡大を図りました。海外事業においては、東南アジア初となる成果報酬型インフルエンサープラットフォーム「ACCESSTRADE Influencers」をリリースしました。また、ママ向け情報サイト「ママスタ」においては、ママの悩みに寄り添ったコンテンツの拡充に取り組み、2022年５月には月間コンテンツ閲覧数が過去最高となる8.5億ページビューを突破いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は7,123百万円（前連結会計年度は売上高23,142百万円）、営業利益は1,067百万円（前連結会計年度比120.6％増）、経常利益は1,292百万円（同106.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は563百万円（同31.7％増）となりました。なお、当社は、2022年４月から東京証券取引所の市場再編により、スタンダード市場に移行いたしました。

事業別の状況は、以下のとおりであります。

＜インターネット広告事業＞

当連結会計年度のインターネット広告事業において、主力の「アクセストレード」では、証券口座開設等の金融ジャンルや、求人やマッチングアプリ等のサービスジャンルが大きく伸長いたしました。また、アフィリエイト広告健全化に向けた取り組みとして、消費者庁との検討会への継続的な参加や個人関連情報の法制化への対応を実施したほか、一般社団法人薬機法医療法規格協会が実施するYMAA（薬機法医療法遵守広告代理店認証）およびKTAA（景表法特商法遵守広告代理店認証）の団体認証マークを取得いたしました。

「ストアフロントアフィリエイト」では、販売チャネル拡大により継続課金型コンテンツの収益を順調に積み増し、過去最高の事業利益を計上いたしました。また、新たな継続課金型コンテンツの開発にも取り組みました。

海外事業では、タイ、インドネシアにおいてECや金融ジャンルの大手クライアント案件が順調に推移いたしました。また、アフィリエイトサービスの登録メディア数は、前期比約２倍の216万サイトを超えるまでに伸長いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は4,563百万円（前連結会計年度は売上高21,446百万円）となり、営業利益は655百万円（前連結会計年度比97.9%増）となりました。

＜メディア運営事業＞

当連結会計年度のメディア運営事業では、「ママスタ」やライフスタイルメディア「saita」等のコンテンツ型メディアにおいて、コロナ禍でのニーズやトレンドを捉えたコンテンツの充実により閲覧数が増加し、ネットワーク広告収益は過去最高となりました。また、ヨガオンラインメディア「ヨガジャーナルオンライン」においては、タイアップ広告が好調に推移いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は2,562百万円（前連結会計年度は売上高2,311百万円）となり、営業利益は412百万円（前連結会計年度比169.8%増）となりました。

事業部門	前連結会計年度 （2020年10月１日から 2021年９月30日まで）		当連結会計年度 （2021年10月１日から 2022年９月30日まで）	
	売上高 （百万円）	構成比 （%）	売上高 （百万円）	構成比 （%）
インターネット広告	21,446	90.3	4,563	64.0
メディア運営	2,311	9.7	2,562	36.0
合計	23,758	100.0	7,125	100.0

(注) インターネット広告・メディア運営の売上高は、セグメント間の内部売上高または振替高を含む数値を記載しております。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は 217百万円で、その内訳は有形固定資産 32百万円（当社のパソコン関連費用 17百万円他）および無形固定資産 185百万円（当社の基幹システム開発 147百万円他）となっております。

また、その主な用途別内訳は、インターネット広告事業 169百万円およびメディア運営事業 20百万円となっております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

（ⅰ）株式の取得または処分の状況

該当事項はありません。

（ⅱ）新株予約権の取得または処分の状況

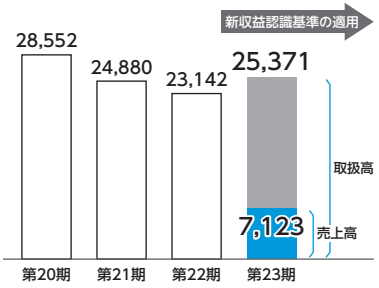
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

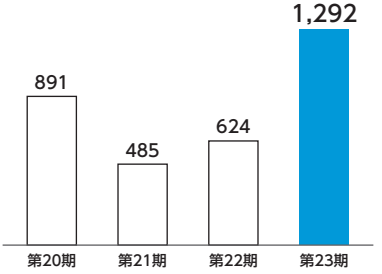
区　　分	第 20 期 (2019年９月期)	第 21 期 (2020年９月期)	第 22 期 (2021年９月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2022年９月期)
売　　上　　高 (百万円)	28,552	24,880	23,142	7,123
経　常　利　益 (百万円)	891	485	624	1,292
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	445	258	427	563
１株当たり当期純利益　(円)	65.75	38.16	63.11	85.62
総　資　産　額 (百万円)	9,091	9,239	10,280	11,066
純　資　産　額 (百万円)	4,983	5,121	5,452	5,355

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

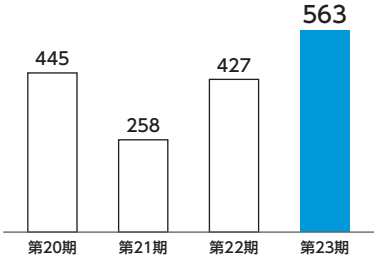
≫ 売上高 (単位：百万円)



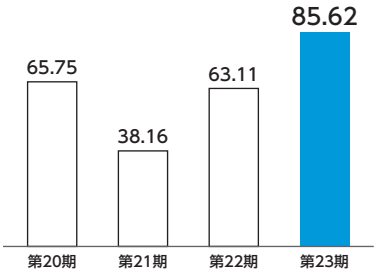
≫ 経常利益 (単位：百万円)



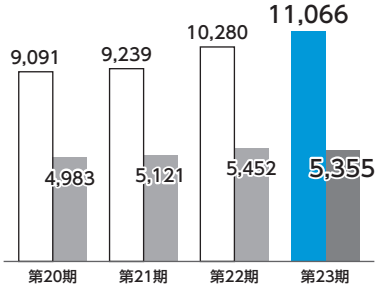
≫ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



≫ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



≫ 総資産/純資産 (単位：百万円)



⑶ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況（2022年９月30日現在）

会社名	資本金	出資比率	主な事業
株式会社ストアフロント	100百万円	100.0%	店舗アフィリエイトサービス
４MEEE株式会社	90百万円	100.0%	女性向けトレンドメディアの運営
株式会社電脳広告社	18百万円	100.0%	アドネットワーク広告
株式会社TAG STUDIO	30百万円	100.0%	Webメディアの運営
株式会社ユナイトプロジェクト	90百万円	100.0%	学習塾ポータルサイトの運営
PT.INTERSPACE INDONESIA	US$2,000,000	98.5%（100.0%）	インドネシアにおけるアフィリエイトサービス
INTERSPACE (THAILAND)CO.,LTD.	THB4,000,000	49.0%	タイにおけるアフィリエイトサービス
INTERSPACE DIGITAL SINGAPORE PTE.LTD.	US$1,200,000	100.0%	シンガポールにおけるアフィリエイトサービス
INTERSPACE DIGITAL MALAYSIA SDN.BHD.	MYR3,000,000	100.0%	マレーシアにおけるアフィリエイトサービス

（注）出資比率の（）書きは、子会社による間接保有も含めた保有割合であります。

⑷ 対処すべき課題

第24期連結会計年度におけるわが国の経済は、金融引き締めに伴う米国経済の急減速やウクライナ情勢の深刻化などの下振れリスクは大きいものの、高水準の家計貯蓄を背景とした民間消費の増加や、インバウンドの受入拡大等により、緩やかな成長が続くことが見込まれております。このような状況において、インターネット広告市場は継続的な成長が見込まれ、2022年のインターネット広告媒体費は２兆4,811億円まで拡大することが予測されております（株式会社CARTA COMMUNICATIONS・株式会社Ｄ２Ｃ・株式会社電通・株式会社電通デジタル調べ）。このような事業環境において、当社グループは、次の課題に取り組んでまいります。

①生産性向上と新規プロダクトの開発

国内広告事業においては、収益認識会計基準の適用による従来の取扱高から売上重視の意識をさらに徹底し、注力分野の選定や人員配置の最適化とノウハウの蓄積により生産性の向上を図ります。これに加えて、既存の事業基盤を生かした新たなオリジナルプロダクトの開発に努め、広告事業のさらなる収益基盤の確立に取り組んでまいります。

②メディアの継続成長と規模拡大

メディア事業においては、ママスタやsaitaなどのコンテンツ型メディアでは、企画・編集力の強化により継続的な成長を図り、塾シルやRECOTRIPなどの比較・検討型メディアにおいては、効果的なSEO施策を推進し、メディア規模の拡大に取り組んでまいります。

③グローバル展開のさらなる推進

海外事業においては、引き続きメディアパートナーとインフルエンサーの登録数拡大を進めながら、ECや金融、旅行等の分野における収益基盤の確立、ならびにD2Cなどのインターネットの特性を生かした新たな顧客層の開拓にも取り組んでまいります。

⑸ 主要な事業内容（2022年９月30日現在）

① インターネット広告事業

・アフィリエイトサービス「アクセストレード」
・店舗アフィリエイトサービス「ストアフロントアフィリエイト」

② メディア運営事業

・ママ向け情報サイト「ママスタ」
・女の子のLOVEを応援するライフスタイルメディア「４MEEE」
・オシャレな主婦・ママ向けメディア「４yuuu！」
・「私らしい」が見つかる。40歳からのライフスタイルメディア「saita」
・ヨガオンラインメディア＆専門誌「ヨガジャーナル」
・学習塾のポータルサイト「塾シル」

⑹ 主要な営業所および工場（2022年９月30日現在）

本社	東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
大阪オフィス	大阪府大阪市西区靭本町一丁目８番２号
福岡オフィス	福岡県福岡市中央区西中洲１２番３３号
新潟オフィス	新潟県新潟市中央区笹口一丁目１
株式会社ストアフロント	東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
４ＭＥＥＥ株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社ユナイトプロジェクト	東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社電脳広告社	東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社ＴＡＧ　ＳＴＵＤＩＯ	東京都渋谷区代々木三丁目２４番４号
PT.INTERSPACE INDONESIA	Menara Anugrah 11th Floor, Jl.Dr Ide Anak Agung Gde Agung Lot8.6-8.7.Kawasan Mega Kuningan Jakarta Selatan 12950
INTERSPACE（THAILAND）CO.,LTD.	591 United Business Center II Building, 22nd Floor, Room 2205 Sukhumvit Road, North Klongton, Wattana, Bangkok 10110
INTERSPACE DIGITAL SINGAPORE PTE.LTD.	80 Robinson Road #10-01A, Singapore 068898
INTERSPACE DIGITAL MALAYSIA SDN.BHD.	B-13-04, Northpoint Office, Mid Valley City, No.1 Medan Syed Putra Utara, 59200 Kuala Lumpur, Malaysia

⑺ 従業員の状況（2022年９月30日現在）

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期比増減
インターネット広告	３０９名	１０名減
メディア運営	６６名	６名減
全社（共通）	３２名	増減なし
合計	４０７名	１６名減

（注）1. 従業員数に臨時従業員（アルバイト・派遣社員）40名は含まれておりません。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門等の従業員数を合計しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2022年９月30日現在）

該当事項はありません。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2022年４月４日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場から同取引所スタンダード市場に移行いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年９月30日現在)

① 発行可能株式総数　20,000,000株

② 発行済株式の総数　6,967,200株（うち自己株式 690,369株）

③ 株主数　1,234名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
河端伸一郎	2,933,200株	46.73%
河端隼平	520,000株	8.28%
藤田由里子	520,000株	8.28%
河端雄樹	288,000株	4.59%
河端繁	232,000株	3.70%
原田茂行	197,100株	3.14%
会田研二	142,100株	2.26%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002（常任代理人　株式会社みずほ銀行）	107,800株	1.72%
インタースペース社員持株会	100,800株	1.61%
楽天証券株式会社	79,300株	1.26%

（注）1. 当社は自己株式を690,369株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥　その他株式に関する重要な事項

（ⅰ）2021年11月９日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得をおこないました。

・取得した株式の種類及び数	普通株式　49,400株
・取得価額の総額	49,923,400円
・取得期間	2021年11月10日から2021年12月29日まで
・取得の方法	東京証券取引所における市場買付

（ⅱ）2022年２月８日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得をおこないました。

・取得した株式の種類及び数	普通株式　31,000株
・取得価額の総額	27,122,300円
・取得期間	2022年２月９日から2022年３月29日まで
・取得の方法	東京証券取引所における市場買付

（ⅲ）2022年５月12日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得をおこないました。

・取得した株式の種類及び数	普通株式　422,200株
・取得価額の総額	445,421,000円
・取得日	2022年５月13日
・取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ＴｏＳＴＮｅＴ－３）による買付け

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2022年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	河端 伸一郎	
取締役	尾久 一也	メディア事業管掌 ４MEEE株式会社代表取締役社長
取締役	平野 利明	広告事業管掌
取締役	藤田 昭平	海外事業管掌
取締役	岩渕 桂太	経営管理管掌 株式会社ストアフロント取締役
取締役	三原 崇功	西村・三原法律事務所所長
取締役	田島 聡一	株式会社ジェネシア・ベンチャーズ代表取締役
常勤監査役	冨田 実	冨田税理士事務所所長
監査役	石久保 善之	石久保公認会計士事務所所長 株式会社シーアールイー社外取締役（監査等委員）
監査役	吉富 純一	株式会社JYソリューション代表取締役 株式会社ＪCDソリューション社外取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役　三原崇功氏および田島聡一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役　冨田　実氏、石久保善之氏および吉富純一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役　冨田　実氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役　石久保善之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、三原崇功氏、田島聡一氏、冨田　実氏、石久保善之氏および吉富純一氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年９月30日現在の執行役員は次の４名であります。

氏名	地位および担当
室山 一茂	執行役員　パフォーマンスマーケティング事業部長
岡田 英明	執行役員　ストアフロント事業部長
吉越 謙治	執行役員　システム企画開発部長
塚田 洋平	執行役員　新規事業推進室長

7. 当社は、2022年10月１日付で、渡邉篤司、岡田英明、吉越謙治および塚田洋平の４名を執行役員として選任しております。

② 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	担当または重要な兼職の状況
高　山　　陽	2021年12月24日	任期満了	常勤監査役（社外）

③ 責任限定契約内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第１項で定める額を賠償責任の限度としております。

④ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要等は次のとおりです。

(ⅰ) 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社（保険期間中の新規子会社条件付自動担保あり）、並びにその取締役、監査役

(ⅱ) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(a) 被保険者の実質的保険料負担割合

当社が全額負担

(b) 填補対象となる保険事故の概要

・マネジメント賠償責任（エグゼクティブ賠償責任）

取締役、監査役のマネジメントリスクを担保

・マネジメント賠償責任（会社有価証券賠償責任）

金融商品取引法に基づき、「会社」の「有価証券」保有者により「会社」に対してなされた「損害賠償請求」を担保

⑥　取締役および監査役の報酬等

（ⅰ）当事業年度にかかる報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	111百万円 （9百万円）	81百万円 （9百万円）	30百万円 （-）	-	7名 （2名）
監査役 （うち社外監査役）	11百万円 （11百万円）	11百万円 （11百万円）	-	-	4名 （4名）
合計 （うち社外役員）	122百万円 （20百万円）	92百万円 （20百万円）	30百万円 （-）	-	11名 （6名）

（注）1．監査役の報酬等の総額には、2021年12月24日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

2．上記の業績連動報酬等は第23期における引当額となります。その算定基礎については、下記「（ⅱ）業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりです。

（ⅱ）業績連動報酬等に関する事項

（イ）当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由

通期連結営業利益の額および当社が重視する指標であること

（ロ）当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

通期連結営業利益600百万円を110％以上達成することを条件とし、業績連動報酬の支給額は、金10百万円から60百万円までの範囲で、報酬委員会で算定される達成貢献度に応じる。

（ハ）当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた（イ）の業績指標に関する実績

第23期連結営業利益の額（1,067百万円）

（ⅲ）非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

(iv) 報酬等に関する定款の定め又は株主総会の決議に関する事項

（イ）当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日

2005年12月20日開催の第６回定時株主総会

（ロ）当該定めの内容の概要

・取締役の報酬限度額年額２億円以内

・監査役の報酬額年額３千万円以内

（ハ）当該定めに係る会社役員の員数

・取締役の員数４名

・監査役の員数２名

(v) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月27日開催の取締役会において、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役報酬の最終決定権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社および当社グループの全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責に見合った報酬額を総合的に勘案し決するのは、代表取締役社長による決定が最も適すると判断したためです。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

１．基本方針

（１）当社の役員報酬は、短期および中長期の業績と企業価値の向上を促進し、持続的な成長に必要な人材を確保できる報酬制度とする。

（２）役員の個人別の報酬は、社外取締役または社外監査役が関与し、客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されることとする。

（３）当社が重視する経営指標（売上高・営業利益）に基づき、職務・業績貢献および経営状況等に見合った報酬管理を行うものとする。

２．報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容および経営環境を考慮しながら、当社の属する業界の同規模主要企業における役員報酬水準等の指標を考慮する。

３．役員報酬の構成等

役員報酬は、基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬（賞与）および非金銭報酬（株式）により構成する。

①基本報酬（固定報酬）　：役員の基本報酬は、固定の月額報酬とし、当社の属する業界の同規模主要企業における役員報酬水準を考慮し、役位、職責およびその他会社の業績等を総合的に勘案して決定する。

②業績連動報酬　：2022年においては、業績連動報酬を設定する。業績連動報酬は、業務執行取締役を対象として、通期連結営業利益600百万円を110％以上達成することを条件とする。業績連動報酬の支給額は、金10百万円から60百万円までの範囲で、配当性向および内部留保額を勘案のうえ、報酬委員会によって算定される各取締役の達成貢献度に応じた金額を支給する。

③非金銭報酬（株式）　：2022年においては、これまでに有償ストックオプションを発行していることから、あらたな株式報酬は設定しないものとする。なお、当社の業務執行取締役においては、株主と価値共有に資するという観点から、自主的に自社株の取得を推奨するものとする。

４．役員の個人別の報酬の決定に係る手続

（１）報酬委員会の設置および運営

当社は、取締役個人別の報酬額の決定プロセスに係る透明性を確保するため、社外取締役の半数を占める報酬委員会を設置し、この委員長には社外取締役を選定している。報酬委員会の人員や構成について別途定め、これを適切な方法で開示できる体制にするものとする。報酬委員会においては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の役位、実績等を踏まえて、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の割合や導入時期等を考慮し、取締役個別の報酬額原案を策定する。

（２）取締役の報酬の決定

取締役会は、報酬委員会の取締役個別の報酬額原案に関する審議を経て、代表取締役社長に再一任し、代表取締役社長は、報酬委員会の取締役個別の報酬額原案を最大限に尊重し、最終的な決定を行う。

（３）監査役の報酬の決定

監査役の報酬は、株主総会の決議の定める総額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

５．報酬等を与える時期または条件の決定等

（１）基本報酬（固定報酬）については、毎年一定の月額を定め、定時株主総会終了月の翌月から毎月の給与支給日と同日に支給する。

（２）業績連動報酬については、目標を達成した場合に、定時株主総会終了月の翌月末日までに支給する。

(vi）取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の取締役の個別の報酬等の決定については、前事業年度に係る定時株主総会終了後の翌月の取締役会決議に基づき、代表取締役社長である河端伸一郎氏が委任を受けており、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬の範囲内において、個別の取締役報酬額を決定するものとしております。これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績や個々の取締役の職務執行状況などを俯瞰的に把握しつつ評価を行うには、代表取締役社長が適格であると判断したためです。

(vii）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

当事業年度の取締役の個別の報酬等の額は、上記（iv）の決定方針を定める前に決定しておりますが、代表取締役社長である河端伸一郎氏が、取締役会の再委任に基づき、同業他社の水準、業績および従業員給与との均衡等を考慮して決定しており、上記方針に照らしても特段の問題はないと判断しております。

⑦　社外役員に関する事項

（ｉ）他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役　三原崇功氏は西村・三原法律事務所の所長でありますが、同事務所と当社との間に取引関係はありません。

社外取締役　田島聡一氏は株式会社ジェネシア・ベンチャーズの代表取締役でありますが、同社と当社との間に取引関係はありません。

社外監査役　冨田　実氏は冨田税理士事務所の所長でありますが、同事務所と当社との間に取引関係はありません。

社外監査役　石久保善之氏は石久保公認会計士事務所の所長および株式会社シーアールイーの社外取締役（監査等委員）でありますが、兼職先と当社の間に取引関係はありません。

社外監査役　吉富純一氏は株式会社JYソリューションの代表取締役および株式会社ＪＣＤソリューションの社外取締役（監査等委員）でありますが、兼職先と当社の間に取引関係はありません。

（ⅱ）当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区　分	氏　名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	三　原　崇　功	当事業年度開催の取締役会には、16回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また、任意の報酬委員会では、委員長として客観的・中立的立場で関与いただき、役員報酬に関する決定プロセスの透明性確保や報酬水準の適切性に対し、重要な役割を果たしております。
社外取締役	田　島　聡　一	当事業年度開催の取締役会には、16回のうち15回に出席し、インターネット・ウェブ業界や事業投資に関する豊富な経験と経営者としての見識を活かし、ビジネスモデルや海外の動向など様々な視点から活発に発言され、議論を深めることに貢献いただいております。また、任意の報酬委員会では、客観的・中立的立場で関与いただき、役員報酬に関する決定プロセスの透明性確保や報酬水準の適切性に対し、重要な役割を果たしていただいております。
社外監査役	冨　田　　実	当事業年度開催の取締役会には、16回すべてに出席し、また監査役会には14回すべてに出席し、税理士としての高度な専門性と幅広い見識に基づき、当社の監査体制の強化および経営執行の適法性確保のため、業務執行を行う経営陣から独立した中立かつ客観的な視点で、適宜質問、助言をおこなっております。
社外監査役	石久保　善　之	当事業年度開催の取締役会には、16回すべてに出席し、また監査役会には14回すべてに出席し、公認会計士としての会計監査経験と専門的知見に基づき、当社の監査体制の強化および経営執行の適法性確保のため、業務執行を行う経営陣から独立した中立かつ客観的な視点で、適宜質問、助言をおこなっております。
社外監査役	吉　富　純　一	2021年12月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会には、12回すべてに出席し、また監査役会には10回すべてに出席し、経営者や社外取締役などの経験により培った企業経験の知見に基づき、当社の監査体制の強化および経営執行の適法性確保のため、業務執行を行う経営陣から独立した中立かつ客観的な視点で、適宜質問、助言をおこなっております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　ＰｗＣあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、監査項目別に分類された監査工数の見積、その他監査報酬に関する算出根拠の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をおこなっております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社は、会社法第340条第１項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の補償契約に関する事項
該当事項はありません。

⑦ 会計監査人のD&O保険契約に関する事項
該当事項はありません。

⑷ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⑸ 剰余金の配当等の決定に関する方針

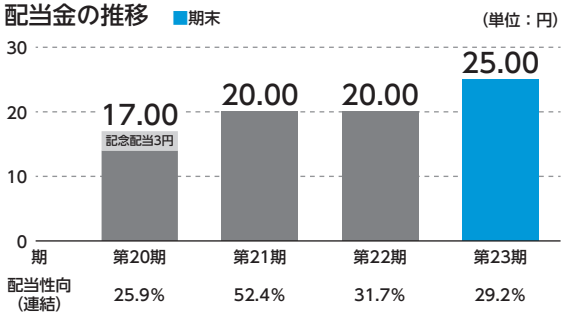
当社の剰余金の配当等の決定に関する方針は、将来の投資のための内部留保の充実と、財務基盤の確立および株主への利益還元を総合的に勘案し、企業価値の最大化を目指しながら、業績に応じた機動的な配当を検討し実施してまいります。

内部留保については、財務体質の強化のほか、事業成長のためのマーケティング、事業開発、人材育成および品質向上等に投資し、持続的な成長に向けてグループ事業基盤の強化に努めてまいります。

剰余金の配当等の決定機関については、定款第31条により、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項は株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることにしております。

第23期の配当につきましては、通期の利益面で当初予想を上回ったことや、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、取締役会の決議により25円とさせていただきました。

<ご参考>



（注）1. 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税および地方消費税は含まれておりません。

連結貸借対照表

（2022年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**9,650,661**	**流動負債**	**5,643,046**
現金及び預金	5,756,353	買掛金	4,576,147
売掛金及び契約資産	3,718,405	未払法人税等	424,469
その他	183,948	賞与引当金	191,746
貸倒引当金	△8,045	役員賞与引当金	30,000
固定資産	**1,416,266**	その他	420,682
有形固定資産	**145,059**	**固定負債**	**68,732**
建物	66,198	その他	68,732
器具備品	78,861	**負債合計**	**5,711,778**
無形固定資産	**396,152**	**純資産の部**	
ソフトウエア	395,875	**株主資本**	**5,305,047**
その他	276	**資本金**	**984,653**
投資その他の資産	**875,054**	**資本剰余金**	**725,000**
投資有価証券	459,955	**利益剰余金**	**4,221,663**
繰延税金資産	173,505	**自己株式**	**△626,270**
その他	260,171	**その他の包括利益累計額**	**49,333**
貸倒引当金	△18,578	その他有価証券評価差額金	26,796
		為替換算調整勘定	22,537
		新株予約権	**768**
		純資産合計	**5,355,148**
資産合計	**11,066,927**	**負債・純資産合計**	**11,066,927**

連結損益計算書

（2021年10月１日から
2022年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**7,123,290**
売上原価		**1,176,477**
売上総利益		**5,946,812**
販売費及び一般管理費		**4,879,335**
営業利益		**1,067,477**
営業外収益		
受取利息	789	
受取配当金	10,253	
為替差益	52,132	
持分法による投資利益	64,507	
投資事業組合運用益	86,985	
その他	15,878	230,547
営業外費用		
自己株式取得費	853	
外国源泉税	2,366	
消費税等差額	1,205	
その他	692	5,117
経常利益		**1,292,906**
特別損失		
減損損失	226,629	226,629
税金等調整前当期純利益		**1,066,277**
法人税、住民税及び事業税	516,830	
法人税等調整額	△14,010	502,820
当期純利益		**563,456**
親会社株主に帰属する当期純利益		**563,456**

貸借対照表

（2022年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**7,101,124**	**流動負債**	**3,756,382**
現金及び預金	4,164,083	買掛金	2,872,836
売掛金及び契約資産	2,562,170	未払金	185,910
製品	756	未払費用	59,899
仕掛品	3,025	未払法人税等	375,918
前渡金	52,941	未払消費税等	25,345
前払費用	90,092	賞与引当金	187,684
未収利息	266	役員賞与引当金	30,000
関係会社短期貸付金	100,000	その他	18,789
その他	128,341	**固定負債**	**66,340**
貸倒引当金	△553	その他	66,340
固定資産	**1,591,398**	**負債合計**	**3,822,722**
有形固定資産	**141,107**	**純資産の部**	
建物	63,892	**株主資本**	**4,842,236**
器具備品	77,214	**資本金**	**984,653**
無形固定資産	**352,164**	**資本剰余金**	**725,000**
商標権	230	資本準備金	725,000
ソフトウェア	351,888	**利益剰余金**	**3,758,853**
その他	46	その他利益剰余金	3,758,853
投資その他の資産	**1,098,126**	繰越利益剰余金	3,758,853
投資有価証券	267,979	**自己株式**	**△626,270**
関係会社株式	368,972	**評価・換算差額等**	**26,796**
関係会社出資金	4,066	その他有価証券評価差額金	26,796
関係会社長期貸付金	472,550	**新株予約権**	**768**
破産更生債権等	18,875	**純資産合計**	**4,869,801**
差入保証金	203,287		
繰延税金資産	169,986		
その他	13,856		
貸倒引当金	△421,448		
資産合計	**8,692,523**	**負債・純資産合計**	**8,692,523**

損益計算書

（2021年10月１日から
2022年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,464,452**
売上原価		**1,066,332**
売上総利益		**3,398,119**
販売費及び一般管理費		**2,392,359**
営業利益		**1,005,759**
営業外収益		
受取利息	13,010	
受取配当金	10,253	
為替差益	52,711	
投資事業組合運用益	86,985	
その他	8,519	171,479
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	160,827	
その他	4,540	165,367
経常利益		**1,011,871**
特別損失		
関係会社株式評価損	354,547	354,547
税引前当期純利益		**657,323**
法人税、住民税及び事業税	459,997	
法人税等調整額	△33,644	426,353
当期純利益		**230,969**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

株式会社インタースペース
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宗雪　賢二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　直幸

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社インタースペースの2021年10月１日から2022年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インタースペース及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

株式会社インタースペース
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宗雪　賢二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木　直幸

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インタースペースの2021年10月１日から2022年９月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年10月１日から2022年９月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段を活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月18日

株式会社インタースペース　監査役会

常勤監査役（社外）　冨田　　実 ㊞

監査役（社外）　　石久保善之 ㊞

監査役（社外）　　吉富　純一 ㊞

（注）監査役　冨田　実、監査役　石久保善之及び監査役　吉富純一は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

インタースペースグループのサスティナビリティ

「SDGs」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。
現在も世界では貧困、飢餓、ジェンダー、教育、環境、経済成長、人権など様々な課題があります。
我々インタースペースグループの考える理念「Win-Winをつくり、未来をつくる。」は、適切な情報を必要な人々に届けること。それにより新しい気づきと多様な選択肢を提供すること。情報格差をなくし、たくさんの挑戦を生み出すこと。そして、フェアで活気に満ちた世界を実現することです。
こうした理念のもと、インタースペースグループもグローバルに事業展開する企業の一つとして、私たちの事業を通じて、時代とともに変化する社会の課題解決に取り組み、社会に求められる新たな価値を創造し、SDGsの達成に寄与していくことを目指していきます。

広告事業

- ACCESSTRADEの提供
- 広告健全化への取り組み



メディア事業

- ヘルスケア×ヨガジャーナル
- ヘルスケア×4MOON
- 教育×ママスタまなび
- 教育×塾シル



その他

- ダイバーシティの推進
- 障がい者雇用の促進
- 多様な働き方
- 女性活躍の推進



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

インタースペース
サスティナビリティ
ページはこちら

株主総会会場のご案内

会場

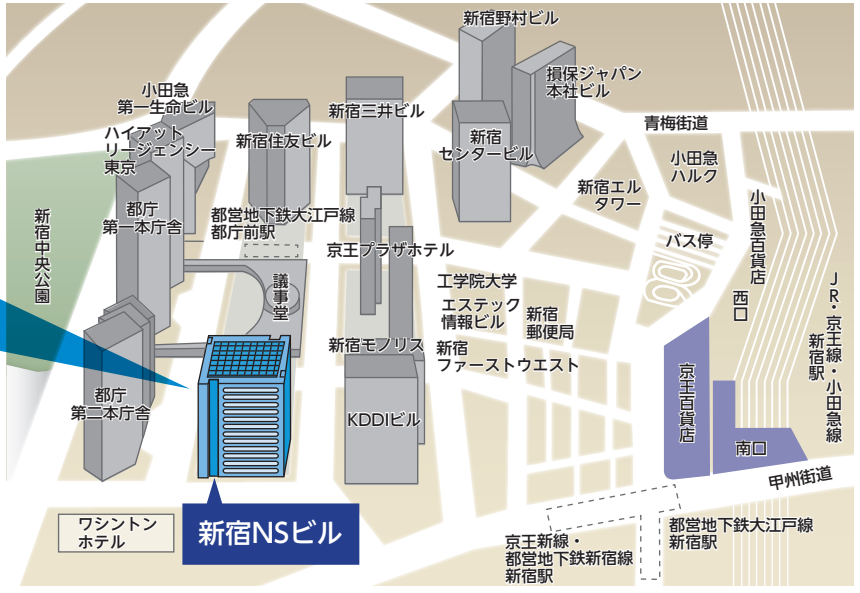
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス　ホールA・B



なお、ご来場の際は１Ｆよりスカイレストラン街行き直通エレベーターをご利用ください。





交通

- JR（山手線・中央線・総武線・埼京線）・京王線・小田急線各新宿駅「南口・西口」より徒歩約10分
- 都営地下鉄（新宿線）・京王新線新宿駅「新都心口」より徒歩約５分
- 東京メトロ（丸ノ内線）・西武（新宿線）各新宿駅より徒歩約15分
- 都営地下鉄（大江戸線）・都庁前駅Ａ３出口より徒歩約５分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。